

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成17年6月8日（諮問第81号）

答申日：平成18年2月6日（答申第45号）

事件名：「私個人の情報で登録してある全ての内容」の公開請求拒否決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、「私個人の情報で登録してある全ての内容」について、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年3月24日付け秋公委第86号により行った行政文書公開請求拒否決定（存否応答拒否）について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- 1 秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）の前文には、情報公開は、(1)「民主主義の原理や地方自治の本旨にのっとり県政の運営をしていくための基礎をなす」ものであり、(2)「県政を信託した県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす上で不可欠である」、と明記されている。このような観点から言うと、公開請求拒否は、およそ前文の主旨とほど遠いものであ

り、県民の知る権利自体を最初から否定するものである。

- 2 個人情報については、様々な機関がこれを収集し本人の同意なしに利用することが日常的に行われており、また、売買の対象とされている。このようなことを防ぐために秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「個人情報保護条例」という。）が制定されたものとする。同条例8条は、実施機関に個人情報の適切な管理を求めている。実施機関は、必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない（同条2項）、また、保有する必要がなくなった個人情報については確実にかつ速やかに廃棄し又は消去しなければならない（同条3項）。公開請求拒否は、本人が実施機関の適正管理を確認する手立てを封ずるものであり、到底納得できるものではない。
- 3 個人情報保護条例9条は、個人情報の利用及び提供の制限を定めている。本条の趣旨は、第三者に対する個人情報の提供等を制限するというものであり、本人に対してはその個人情報を提供すべきである。
- 4 個人情報保護条例24条1項は、何人も、自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができるとし、26条においては、実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、必要な範囲内で当該個人情報の訂正をしなければならないと規定している。公開請求を拒否されると、公開請求者は情報の内容を確認することができず、訂正を最初から拒否されたものと考えざるを得ない。実施機関が行った公開請求拒否決定は、条例の一部を盾に、条例や個人情報保護条例の本来の趣旨を否定する措置といわざるを得ない。県警察と言えども、「県民に親しまれる警察」を標榜するものであれば、公開請求者へ何らかの誠意ある措置を講じて欲しいと願うものである。
- 5 条例は、昭和62年に制定され、その後何度か改正が行われている。県警察では、各警察官に、「情報公開が行われるようになった。各警察官は

記録を残さないように」と指示したと聞いている。現場警察官は、多忙の中で、「自分たちにも実績があるのに」と述べている。また、異動の際は、役職者を除き氏名の公表をしないとの措置がなされている。このようなことは、「開かれた県政」、「親しまれる警察」とはほど遠いものであるとの感を強くする。

- 6 公安委員会や警察本部は、私個人の情報の大部分を保有しているものとする。また、当局は、35年以上にわたって私を監視してきたと思う。私の願いは、当局の長年にわたる日常的な監視や嫌がらせをやめてもらい、安心した生活ができる環境を整えるというものであり、このために情報公開制度を活用することにした。県警察は恐怖感を与える機関であり、個人としてはこれ以外に当局と交渉する手段もなく、この制度の活用を考えた。個人情報原則として非公開だということは理解しているが、情報公開審査会で審査されること自体に意義があり、審査会委員には、自分に代わって対象文書を見分けてもらいたいと思っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件公開請求に対して行政文書公開請求拒否決定を行った理由を、次のように説明している。

1 条例6条1項1号の非公開情報該当性

条例6条1項1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」で、同号ただし書に該当しないものを非公開情報と規定している。

異議申立人は、「私個人の情報で登録してある全ての内容」、すなわち公安委員会が保有する行政文書に記録される特定個人（請求者）の情報の

全てについて公開請求している。しかし、本件の請求に係る情報は、条例6条1項1号に定める個人識別情報に該当し、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないので、非公開情報に該当することが明らかである。

2 条例8条該当性

条例8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めている。

異議申立人は、私（請求者本人）と個人を特定した上で、当該特定個人（請求者本人）の情報が記録されている公安委員会が保有する文書の公開を求めているものであるが、条例6条1項1号は、特定の個人を識別することができる情報で、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないものを非公開情報と規定している。

このため、請求者個人を特定した上で、当該本人に係る情報が記録された行政文書そのものの存否を答えることは、特定個人を識別することができる非公開情報を公開することと同一の効果を生じることとなる。

したがって、条例6条1項1号の非公開情報である個人識別情報を公開することとなるので、条例8条の規定により存否を答えないで公開請求を拒否するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成17年6月8日 諮問の受け付け
- (2) 同年7月6日 諮問庁から決定に係る理由説明書を收受

- (3) 同年 8 月 1 5 日 異議申立人から意見書を収受
- (4) 同年 1 1 月 4 日 審議
- (5) 同年 1 2 月 2 日 異議申立人及び諮問庁が意見陳述。審議
- (6) 平成 1 8 年 1 月 1 9 日 審議
- (7) 同年 2 月 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の性格について

実施機関が保有する行政文書には、次の 4 種類がある。

- (1) 公安委員会の会議録
- (2) 警察法 4 3 条の 2 に規定する事務に関する行政文書
- (3) 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員あての苦情等及びその処理に関する行政文書
- (4) その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

本件公開請求は、「私（請求者）」と個人を特定した上で、当該個人に関する情報が記録されている行政文書で実施機関が保有するもの全ての公開を求めるものである。これは、前記(1)から(4)までの行政文書に特定の個人に関する情報が記録されていることを前提とした請求であると解されるから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人に関する情報が記録されている行政文書を実施機関が保有しているという事実の有無を明らかにする結果になるものと認められる。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

条例 6 条 1 項 1 号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として

規定している。

特定の個人に関する情報が記録されている行政文書を実施機関が保有しているという事実の有無（以下「本件情報」という。）は、同号に規定する個人に関する情報であって、当然に個人識別性を有する情報であると認められる。そして、本件情報を広く一般に公にする制度ないし実態があるとは認められず、また、そのような性質を有するものとも考えられないことから、本件情報は、同号ただし書(一)に該当しないものと認められる。また、本件情報が同号ただし書(二)から(五)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件対象文書の存否を答えるだけで、同号の非公開情報を公開することとなるから、条例8条の規定により本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

3 本人による自己情報の公開請求について

本件において、異議申立人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っているものと解される。

しかし、条例の定めた公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報については、条例6条1項1号ただし書(一)から(五)までに該当するものを除き、これを非公開情報とするのみで、本人から公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことから、明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、同号の規定する非公開情報に該当するものである。

4 本件公開請求拒否決定（存否応答拒否）の妥当性

以上のことから、行政文書の存否を答えるだけで、条例6条1項1号の非公開情報を公開することとなるとして、実施機関が条例8条の規定に基づき公開請求を拒否した決定は、妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小 賀 野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三 浦 清	弁護士